

頑張るみなさんを応援します!

創業資金のご相談は青森県信用保証協会へ!

「青森新時代」への架け橋資金

サクセス

この制度は、県内で創業する中小企業者を支援するために、  
青森県と市町村が連携して保証料を補助する  
特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、  
長期かつ低利(固定)での資金調達が可能となります。

POINT  
01

融資額上限

1,000万円

POINT  
02

金利

1.1%固定POINT  
03

保証料

補給あり

一部市町村には、限度額の定めがあります。

## 信用保証協会とは?

信用保証協会は中小企業のみなさまが金融機関から事業に必要なお金を借りるときに「保証人」となって、お金が借りやすくなるようにサポートする公的機関です。事業実績のない創業者の方でも当協会の保証融資制度をご利用いただくことで、資金調達力が高まります。取引金融機関が決まっていない場合には、金融機関の紹介もしています。

## 創業前&amp;創業後もサポートします!

当協会では営業所・各支所に相談窓口を設けており、年間100名以上の相談を承っております。事前にお電話いただくとスムーズにご案内できますので、お気軽にお問い合わせください。また、開業後も定期的に事業者のみなさまのところへ訪問し、事業のお悩みをサポートします。

## 金利の優遇措置があります!

女性、UIターンによる創業の場合は、金利を0.9%とします。

## 保証人を徴求しない制度があります!

スタートアップ創出促進保証制度をご利用の法人については、保証人不要となります。

お問い合わせ

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート

青森県信用保証協会 創業・経営支援課

〒030-8541 青森市新町2-4-1 (県共同ビル5F)

TEL.017-723-1356

Facebook/



# ご利用案内

プラン名	「青森新時代」への架け橋資金 サクセス
利用条件	次の(1)に該当し、かつ(2)～(4)のいずれかに該当するかた。(注1) (1)当協会保証対象業種の事業を営む(予定する)かたで、納税状況の良好なかた。 (2)青森県内で新たに個人で事業を開始する計画をお持ちのかた。 (3)青森県内で新たに会社を設立し事業を開始する計画をお持ちのかた。 (4)青森県内で事業を開始した日または設立日から1年未満の個人または法人。(注3)
資金使途	創業のため必要となる運転資金および設備資金
保証限度額	1,000万円(注1)
保証期間	7年以内(措置期間1年以内)(注3)
貸付利率	年1.1%(固定金利)(注2)
保証料	補給あり(県および市町村が負担)(注3) ただし、スタートアップ創出促進保証制度をご利用する 場合に限り0.2%利用者負担。(注4)
貸付形式	手形貸付または証書貸付(注4)
返済方法	一括返済または分割返済(注4)
担保	原則として不要
保証人	個人の場合は原則保証人は徴求しない。 法人の場合は原則として法人代表以外の保証人は徴求しない。 また、スタートアップ創出促進保証制度をご利用時は保証人は徴求しない。(注4)

個人でも会社経営でも  
これから創業する方がとっても  
活用しやすい融資制度です



(注1) 金融機関および当協会の所定の審査等があり、その結果お客様のご希望に添えない場合があります。  
(注2) 次の場合は金利の優遇がございます。条件等については下記窓口にてご確認ください。  
・申込人が女性、UIJターンの場合、0.9%  
・三者連携協定(21あおり産業総合支援センター、青森県産業技術センター、当協会)に関する融資を受ける場合、年1.0%  
・各市町村が設置する創業相談窓口を利用して融資を受ける場合、年1.0%  
(注3) 本制度は、青森県と市町村が保証料を補助する制度です。各市町村により、各要件の取扱が異なる場合がありますので、保証制度詳細に関するご照会については、当協会ホームページまたは下記の相談窓口および最寄りの金融機関にご確認ください。  
(注4) スタートアップ創出促進保証制度は法人のみ対象となり、貸付形式は証書貸付のみ、返済方法は分割返済のみとなります。本制度ご利用の場合、税務申告1期末終了の事業者に限り、融資希望額1/10以上の自己資金を有していることが条件となります。詳細は下記相談窓口および最寄りの金融機関にご確認ください。

## 青森県信用保証協会 相談窓口

お問い合わせは下記相談窓口またはお電話にて承ります。  
○受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00(祝日を除きます)

- 創業・経営支援課 〒030-8541 青森市新町2-4-1(県共同ビル5F)  
TEL. 017-723-1356
- 青森営業所 〒030-8541 青森市新町2-4-1(県共同ビル4F)  
TEL. 017-723-1353
- 弘前支所 〒036-8354 弘前市上鞆師町18-1(商工会議所会館3F)  
TEL. 0172-32-1331
- 八戸支所 〒031-0076 八戸市堀端町2-3(商工会館1F)  
TEL. 0178-24-6181

- 五所川原支所 〒037-0052 五所川原市東町17-5(商工会館4F)  
TEL. 0173-35-4121
- 十和田支所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11(商工会館4F)  
TEL. 0176-23-4331
- むつ支所 〒035-0073 むつ市中央1-4-6  
TEL. 0175-22-1204

取扱機関

青森県信用保証協会ホームページ ▶▶▶  
<https://www.cgc-aomori.jp/>



🔍 青森県信用保証協会